

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成30年7月6日（平成30年（行個）諮問第123号）

答申日：平成30年9月25日（平成30年度（行個）答申第108号）

事件名：本人に係る「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」  
の不訂正決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

平成29年1月5日付け「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」（以下「本件開示決定通知書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、個人情報に該当しないとして不訂正とした決定について、諮問庁が、当該情報は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項各号に該当しないため不訂正とすべきとしていることは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

法27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成29年5月15日付け金総第3461号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書（以下「本件訂正請求書」という。）のとおり訂正を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

（前略）

文書の偽造・ねつ造を認めた上で、決定の日付、文書番号を訂正するように申し立てます。

本文書は、文書番号と決定の日付を偽造・ねつ造したものである。

（中略）

本文書は、文書の偽造・ねつ造が明白な証拠となっている。文書の訂正が無いために、訂正を請求している。

私の「保有個人情報の開示をする旨の決定について 金総第9768号 平成29年1月5日付け」について、次男（特定個人）の決定「保有個人情報の開示をする旨の決定について」は、金総第9768号 平

成 29 年 1 月 6 日付けになっています。

日付が違えば開示決定通知書の文書番号は変わります。

同じ文書番号で決定の日付が違うのは、過去に遡り決定の日付をねつ造しているからです。

私の金総第 9768 号 平成 29 年 1 月 5 日付けで決定した後に、次男の決定を平成 29 年 1 月 6 日付けでしていれば、次男の決定は別の文書番号になります。

平成 29 年 1 月 6 日に、平成 29 年 1 月 5 日付けとして決定していることにねつ造している。

発送日に決定しているのに、決定日を過去に遡り日付をねつ造しています。

封筒に平成 29 年 1 月 5 日と記載があるが、平成 29 年 1 月 6 日に発送している。

(後略)

## (2) 意見書

(前略)

金融庁から送られてきた文書に、嘘の情報が記載されていた場合は、訂正をするのが行政庁として当然のことである。訂正義務がある。

国民は、行政が嘘の情報を保有していることに対して、訂正を請求する権利を有している。

行政は、嘘の情報を訂正する義務がある。そもそも法令等遵守の疑義に対して説明責任がある。

文書に記載された情報は、事実ではないとの申し立てに対して、一切説明をしていない。

理由説明書で文書の情報が事実かどうかを回答していない。審査請求書を 1 年以上諮問していない。普通考えておかしい。私の申し立ては事実であることの証左である。

金融庁は、文書の情報を改ざんしている。文書の偽造・ねつ造は犯罪である。

事実に基づき、情報を訂正するように申し立てます。

「金融庁から送られてきた文書」を、国民が金融庁に文書を開示請求をして、開示の実施があった文書に対して、訂正請求をしなければならないことはない。

金融庁が送ってきた文書は、金融庁が特定できる。

国民に負担をかける行為は認められない。

(中略)

法 28 条 2 項に、その他当該保有個人情報に特定するに足りる事項とある。

金融庁が訂正請求があった文書を特定できれば、問題がない。事実、金融庁は文書の特定ができています。

(後略)

### 第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、処分庁に対して行った平成29年4月13日付け保有個人情報訂正請求(同月14日受付)に関し、処分庁が、法30条2項に基づき原処分を行ったところ、これに対し審査請求があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

#### 1 本件訂正請求について

##### (1) 本件訂正請求に係る保有個人情報について

本件訂正請求書の「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」欄には「平成29年1月14日」と記載された上で、「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」欄には、本件対象保有個人情報として「開示決定通知書の文書番号：金総第9768号 日付：平成29年1月5日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)」と記載されている。そして、保有個人情報訂正請求書の別紙には、平成29年1月5日付け、金総第9768号などの記載があることを指摘した上、これらの決定の日付、文書番号が事実と異なるなどと記載されている。

以上に照らせば、本件訂正請求に係る保有個人情報は、平成29年1月5日付け金総第9768号「保有個人情報の開示をする旨の決定(通知)」(本件開示決定通知書)に記載された保有個人情報を指しているものと解される。

##### (2) 本件訂正請求の趣旨及び理由

本件訂正請求書の「訂正請求の趣旨及び理由」欄には、「文書の偽造・ねつ造が明白であるため訂正を請求する。」などと記載され、保有個人情報訂正請求書の別紙には、決定の日付、文書番号が事実と異なるなどと記載されている。

#### 2 原処分について

(1) 処分庁は、本件対象保有個人情報を訂正しない旨の決定を行った。

(2) 処分庁が上記(1)のとおり決定した理由はおおむね次のとおりである。

ア 本件対象保有個人情報の利用目的は、総務企画局政策課情報公開・個人情報保護室が作成した保有個人情報開示決定通知書を公文書管理法に定める保存期間期限まで保存するためである。

イ 訂正請求に係る文書番号は、特定の個人を識別できる個人情報に該当しないことから、法29条の「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当せず、訂正義務があるとは認められない。

### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、本件訂正請求のとおり訂正するよう申し立てている。

### 4 原処分の妥当性について

前記1によれば、審査請求人は、平成29年1月14日付けで開示を受けたとする本件開示決定通知書の記載内容を訂正するよう求めているものと解されるところ、これは審査請求人からの保有個人情報開示請求を受けて、処分庁が当該開示請求に係る保有個人情報を一部開示する旨の決定を行った旨の通知の記載内容に対する請求であり、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に対する請求ではないから、本件開示決定通知書の記載内容が法27条1項各号の保有個人情報に該当しないことは明らかである。

よって、本件訂正請求に係る保有個人情報については、法29条の「保有個人情報を訂正しなければならない」場合に該当するとは認められない。

### 5 結語

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ① 平成30年7月6日 | 諮問の受理         |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年8月7日    | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年9月6日    | 審議            |
| ⑤ 同月20日     | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、本件開示決定通知書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の一部について訂正を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報は法2条2項の個人情報に該当せず、したがって法29条の当該訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして、不訂正とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件訂正請求書のとおり訂正するよう求めていると解されるところ、諮問庁は、当該情報は法27条1項各号に該当しないことから、不訂正とした原処分を維持すべきとしていることから、以下、まず、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性について検討する。

### 2 訂正請求対象情報該当性について

法27条1項は、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有

個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに訂正請求を行うことができると規定しており、同項各号に規定された保有個人情報はいずれも法に基づく保有個人情報開示請求により行政機関から開示を受けたものである。

しかしながら、本件対象保有個人情報は、法に基づく保有個人情報開示請求により処分庁から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報ではなく、上記1のとおり、本件開示決定通知書の記載内容であり、法27条1項各号に規定する訂正請求の対象となるものではないと認められる。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定について、諮問庁が、当該情報は法27条1項各号に該当しないため不訂正とすべきとしていることは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子